

他人の使用商標を先取りする剽窃的な出願と公序良俗違反

知財高判令和8年7月27日（令和8年（行ケ）第10008号）〔Alphacool事件〕

知的財産法研究会
レクシア特許法律事務所
弁護士・弁理士 山田 威一郎

第1 はじめに

本判決は、他人の使用商標を先取りする剽窃的な出願によって登録された商標について、商標法4条1項7号（公序良俗違反）に該当すると判断した審決取消訴訟の判決である。

商標法4条1項7号の適用事例の中には、これまでも、他人の使用商標の剽窃的な出願に対し、同号の適用を肯定した事例が存在しているが、本判決では、出願人が本件の権利行使の対象となった商標のほかにも多数の先取的な商標出願をしていることや、被告に対して権利行使をした事実等を考慮し、出願人の主観的意図を推認して同号を適用している。

本稿では、本判決の判断内容を紹介した上で、剽窃的な商標出願に対する商標法4条1項7号の適用の当否及びその判断手法について検討する。

第2 事案の概要

1 本件商標及び引用商標

原告は、「Alphacool」の欧文字を標準文字で表してなり、第9類「コンピュータ周辺機器（コンピュータハードウェアを含む。）、コンピュータ・グラフィックカード・マザーボード・プロセッサ・電子回路及び他のコンピュータ構成部品の冷却用装置（コンピュータの冷却用の水の冷却用装置を含む）」等を指定商品とする登録第6680828号商標（以下「本件商標」という。）の商標権者である。本件商標は、令和4年5月16日に登録され、令和5年3月15日に設定登録された。

被告は、ドイツに本社を置き、コンピュータ用冷却装置等のコンピュータ周辺装置を製造販売する会社である。被告は、平成22年の設立当初から、その商品について、「ALPHACOOL」の欧文字からなる以下の引用商標（以下、併せて「本件引用商標」という。）を使用し、平成28年頃からは、日本国内においてもインターネットを通じて商品を販売していた。